

## <報道発表資料>

.....

平成22年6月8日

## 都市計画

**第213回埼玉県都市計画審議会を開催します**  
**幸手都市計画野中土地区画整理事業の変更についてなど4議案を審議します**

埼玉県は、第213回の埼玉県都市計画審議会を開催します。実施概要は次のとおりです。

### 実施概要

- **と き** 平成22年6月15日（火） 午後1時30分から
- **と ころ** さいたま市浦和区常盤4-11-8  
知事公館 1階 大会議室  
電話 048-831-6046
- **議 題** 別記のとおり  
(議第4922号から4925号の4議案)
- **傍聴の可否** 可。ただし、審議内容が埼玉県情報公開条例第10条各号に該当するため、埼玉県都市計画審議会が非公開と決定した議案については傍聴できませんので、あらかじめ御承知おき下さい。
- **傍聴定員** 10名
- **受付方法** 傍聴を希望される方は、審議会当日、開会30分前までに傍聴受付(知事公館2階 応接室)へお越し下さい。  
なお、傍聴希望者が定員を超えている場合は開会の30分前の時点において抽選を行います。

(参考) この審議会は、都市計画法第77条の規定により設置されている知事の附属機関です。この法律の理念は、私たちの住む埼玉という県土において、健全な県民の生活と生産活動を確保しつつ、適正な制限のもとに土地の合理的な利用が図られることとされています。

本審議会では、土地利用や都市施設の整備、市街地開発事業など、都市計画に関する事項を昭和44年から調査審議しています。

- **問い合わせ先** 埼玉県都市整備部 都市計画課 総務担当  
〒330-9301 さいたま市浦和区高砂3-15-1  
Tel 048-830-5335 (直通)

## 第 2 1 3 回 埼玉県都市計画審議会 案件一覧表

議案番号	議 案 名	市町村	決定権者
4 9 2 2	幸手都市計画野中土地区画整理事業の変更について	加須市	県
4 9 2 3	越谷都市計画区域における産業廃棄物処理施設の敷地の位置について	吉川市	県 (許可権者)
4 9 2 4	草加都市計画区域における産業廃棄物処理施設の敷地の位置について	三郷市	県 (許可権者)
4 9 2 5	秩父都市計画区域における産業廃棄物処理施設の敷地の位置について	秩父市	県 (許可権者)

別記

### 【議案名】

議第 4 9 2 2 号 幸手都市計画野中土地区画整理事業の変更について（県決定）

### [議案概要]

加須市（旧大利根町）の野中土地区画整理事業について、事業を早期に完了し良好な市街地を形成するため、区域を分け、土地区画整理事業以外の手法も取り入れて整備を行うこととした。そのため、土地区画整理事業の施行区域を縮小するものです。

変更前： 約 8 6 . 3 h a

変更後： 約 6 3 . 5 h a

### [意見書の有無]

無

### [問い合わせ先]

都市整備部 市街地整備課 区画整理担当

直通番号 0 4 8 - 8 3 0 - 5 3 8 3

### 【議案名】

議第 4 9 2 3 号 越谷都市計画区域における産業廃棄物処理施設の敷地

## の位置について

### [議案概要]

建築基準法第51条ただし書の規定に基づき、産業廃棄物処理施設の敷地の位置が、都市計画上支障がないかを埼玉県都市計画審議会に諮問するものです。

- 1 敷地の位置 吉川市大字中井字小松川56番1の一部、56番2、55番2
- 2 敷地面積 1,718.89㎡
- 3 用途地域 工業専用地域
- 4 主要用途 産業廃棄物処理施設
- 5 処理施設 油水分離施設2基  
油水分離施設① 廃油 処理能力：105.32m<sup>3</sup>/日  
油水分離施設② 廃油 処理能力：81.20m<sup>3</sup>/日

### [問い合わせ先]

都市整備部 建築安全課 建築指導担当

直通番号 048-830-5519

### 【議案名】

議第4924号 草加都市計画区域における産業廃棄物処理施設の敷地の位置について

### [議案概要]

建築基準法第51条ただし書の規定に基づき、産業廃棄物処理施設の敷地の位置が、都市計画上支障がないかを埼玉県都市計画審議会に諮問するものです。

- 1 敷地の位置 三郷市花和田字下河原通69番3, 100番3
- 2 敷地面積 2,830.78㎡

- 3 用途地域 準工業地域
- 4 主要用途 産業廃棄物処理施設
- 5 処理施設 破砕施設1基（廃プラスチック類）

処理能力25.48t/日

[問い合わせ先]

都市整備部 建築安全課 建築指導担当

直通番号 048-830-5519

【議案名】

議第4925号 秩父都市計画区域における産業廃棄物処理施設の敷地の位置について

[議案概要]

建築基準法第51条ただし書の規定に基づき、産業廃棄物処理施設の敷地の位置が、都市計画上支障がないかを埼玉県都市計画審議会に諮問するものです。

- 1 敷地の位置 秩父市大野原字下原550-1、字下中原1680-1、字上中原1800-1、字蓼沼2910-1
- 2 敷地面積 277,773.06㎡
- 3 用途地域 工業専用地域
- 4 主要用途 産業廃棄物処理施設 兼 セメント製造工場
- 5 処理施設 破砕施設7基

破砕施設①

廃プラスチック類 処理能力： 198.54t/日

木くず 処理能力： 312.00t/日

破砕施設②

廃プラスチック類 処理能力： 248.70t/日

木くず 処理能力： 390.81t/日

破碎施設③

廃プラスチック類 処理能力： 1 6 0 . 1 1 t / 日

木くず 処理能力： 2 5 1 . 6 0 t / 日

破碎施設④

がれき類 処理能力： 6 , 4 8 9 . 0 3 t / 日

破碎施設⑤

がれき類 処理能力： 4 , 2 0 7 . 4 1 t / 日

破碎施設⑥

がれき類 処理能力： 6 , 2 7 0 . 6 5 t / 日

破碎施設⑦

がれき類 処理能力： 3 , 7 6 9 . 6 4 t / 日

[問い合わせ先]

都市整備部 建築安全課 建築指導担当

直通番号 0 4 8 - 8 3 0 - 5 5 1 9